

漁港管理業務委託見積り参加団体募集

県では、県管理漁港の漁港管理業務の一部を委託するために、その見積りに参加されるCSOを募集しています。

1. 目的

近年の海洋性レクリエーションの普及により、プレジャーボート等（以下「PB」という。）による水域の広域的利用が増加し、船舶の放置、漁船との錯綜が問題となっています。

佐賀県においても、県管理漁港の適正管理と利用者の利便性を図るため、PBの漁港利用に関して条例を定め、その利用については、許可制とし、管理しています。

PB等対策事業に関して、民間団体の有するノウハウを生かし、適正な管理を遂行するため、その業務の一部をCSOへの委託により実施します。

2. 業務委託に係る仕様

別添「漁港管理業務仕様書」による

3. 委託場所

- ・高 串 漁 港（唐津市肥前町）
- ・呼 子 漁 港（唐津市呼子町）
- ・名護屋漁港（唐津市鎮西町）
- ・唐 房 漁 港（唐津市唐房）
- ・福所江漁港（佐賀市久保田町・小城市芦刈町）

4. 委託期間

令和7年4月1日から翌年3月31日

5. 委託料

未定（係留件数実績等により委託料積算を行うため、漁港ごとに金額が異なります）

6. 見積り参加資格

次の要件をすべて満たし、かつ県内に事務所を有する団体とします。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 定款又は規約等に照らして、当該委託業務の運営が行える組織であること。
- (2) 委託業務運営に必要な組織及び人員を有していること。
- (3) 漁業従事者と連携が取れること。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主な目的にしていないこと。
- (5) 団体又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7. 応募について

- (1) 募集期間
令和7年2月17日（月）～令和7年3月7日（金）
- (2) 応募書類（規格はA4判、見積り参加申込書以外 様式は自由）
 - ・見積り参加申込書（様式1）
※様式1の漁港名の欄に業務を実施したい漁港名を記載して下さい。
 - ・団体の定款又は規約
 - ・団体の構成
 - ・団体の活動状況
 - ・団体の収支決算書
- (3) 応募方法 応募書類を直接提出又は郵送
- (4) 応募期限 令和7年3月7日（金）必着
- (5) 応募場所 佐賀県 農林水産部 水産課
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
- (6) 提出部数 1部

8. 委託方法

提出された書類により、見積り参加資格要件を満たしているかを審査します。その後、資格を有する団体から別途見積りを提出していただき、佐賀県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結します。

9. その他

応募の際に要する経費や見積りに参加する一切の経費については、参加者負担とします。

10. 問い合わせ先

佐賀県農林水産部 水産課 漁港・漁村整備担当 古川
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
(TEL0952-25-7145 FAX0952-25-7274)
(E-mail suisan@pref.saga.lg.jp)

※CSOとは： C i v i l S o c i e t y O r g a n i z a t i o n s
(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体(以上志縁組織)に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA(以上地縁組織)といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称しています。